

▲ひかりクラウド スマートスタディ利用規約

実施：平成 27 年 11 月 13 日（最終改定：令和 7 年 1 月 1 日）

目次

第 1 章 総則

第 1 条 本規約の適用	3
第 2 条 本規約の変更	3
第 3 条 用語の定義	3

第 2 章 契約

第 4 条 契約の単位	5
第 5 条 契約申込の方法	5
第 6 条 契約申込の承諾	5
第 7 条 契約内容の変更	5
第 8 条 ひかりクラウド スマートスタディ契約に基づく権利の譲渡	6
第 9 条 契約者が行うひかりクラウド スマートスタディ契約の解除	6
第 10 条 当社が行うひかりクラウド スマートスタディ契約の解除	6
第 11 条 契約者の地位の承継	7
第 12 条 契約者変更の届出	7

第 3 章 禁止行為

第 13 条 著作権等	7
-------------	---

第 4 章 利用中止等

第 14 条 利用中止	8
第 15 条 利用停止	8

第 5 章 料金等

第 16 条 料金及び工事に関する費用	9
第 17 条 利用料金の支払義務	9
第 18 条 手続きに関する料金の支払義務	11
第 19 条 工事費の支払義務	11
第 20 条 割増金	11
第 21 条 延滞利息	12
第 22 条 料金の計算等	12
第 23 条 端数処理	12
第 24 条 料金等の支払い	12
第 25 条 消費税相当額の加算	12

第 6 章 損害賠償

第 26 条 責任の制限	13
--------------	----

第 27 条 免責	13
第 7 章 個人情報の取扱い	
第 28 条 個人情報の取扱い	14
第 8 章 保守	
第 29 条 契約者の切分責任	14
第 9 章 雑則	
第 30 条 承諾の限界	14
第 31 条 利用に係る契約者の義務	15
第 32 条 法令に規定する事項	15
第 33 条 準拠法	15
第 34 条 紛争の解決	15
第 35 条 債権の譲渡	15
第 36 条 反社会的勢力の排除	15
第 37 条 当社が別に定めることとしている事項	16
第 10 章 附帯サービス	
第 38 条 附帯サービス	16

- 別紙 1 ひかりクラウド スマートスタディの料金その他の提供条件等
- 別紙 2 当社が別に定めることとしている事項
- 別紙 3 附帯サービスの取扱い

第1章 総則

(本規約の適用)

第1条 東日本電信電話株式会社（以下「当社」といいます。）は、このひかりクラウド スマートスタディ利用規約（以下「本規約」といいます。）を定め、これによりひかりクラウド スマートスタディを提供します。

ただし、別段の合意がある場合には、その合意に基づく料金その他の提供条件によります。

2 当社は、本規約に基づきひかりクラウド スマートスタディを提供するものとし、当社が別紙1にて規定するホームページにおいて提示するサービス詳細、諸規定、注意事項等も本規約の一部を構成するものとします。

(注) 本条のほか、当社は、ひかりクラウド スマートスタディに附帯するサービス（以下、「附帯サービス」といいます。）を、この規約により提供します。

(本規約の変更)

第2条 当社は、法令の規定に従い、本規約を変更することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は、変更後の規約によります。

2 当社は、前項の変更を行う場合は、本規約を変更する旨及び変更後の規約の内容並びに効力発生時期を、契約者に対し、当社ホームページにおける掲載その他の適切な方法で周知します。

3 契約者は、以下のいずれかの方法によって前項の周知をしたときは、当該周知を電気通信事業法に基づく契約者への説明方法とすることについて了解していただきます。

- ①当社ホームページにおける掲載
- ②電子メールの送信
- ③CD-ROM等の記録媒体の交付
- ④ダイレクトメール等の広告への表示

(用語の定義)

第3条 本規約においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
1 電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電氣的設備
2 電気通信サービス	電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること
3 ひかりクラウド スマートスタディ	当社が設置するサーバ設備その他の電気通信設備により、アプリケーション等を提供する別紙1に規定するサービス
4 端末設備	ひかりクラウド スマートスタディに係る当社が設置する

	サーバ装置へ接続するための電気通信サービス等に係る電気通信回線設備に接続される電気通信設備であって1の部分の設定の場所が他の部分の設定の場所と同一の構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は同一の建物内であるもの
5 自営端末設備	契約者が設置する端末設備
6 ひかりクラウド スマートスタディ契約	当社からひかりクラウド スマートスタディの提供を受けるための契約
7 契約者	当社とひかりクラウド スマートスタディ契約を締結している者
8 受講者	契約者がひかりクラウド スマートスタディサービスを用いてコンテンツを配信する相手
9 ひかりクラウド スマートスタディ取扱所	(1) ひかりクラウド スマートスタディに関する業務を行う当社の事務所 (2) 当社の委託によりひかりクラウド スマートスタディに関する契約事務を行う者の事務所
10 契約者 I D	契約者を特定するために、当社が定める任意の英字及び数字等の組み合わせ
11 受講者 I D	受講者を特定するために、当社が定める任意の英字及び数字等の組み合わせ
12 消費税相当額	消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）及び同法に関する法令の規程に基づき課税される消費税の額並びに地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）及び同法に関する法令の規程に基づき課税される地方消費税の額
13 法人	民法 33 条 1 項の法人法廷主義に基づき、自然人以外のもので、法律上、権利・義務の主体たり得るもの。 （権利能力なき社団は対象外とする）
14 個人	民法 3 条 1 項に基づき、私権を有する自然人のこと。
15 コンテンツ言語変換機能	翻訳原文を受講者の選択した言語（英語、中国語（繁体・簡体）、韓国語、スペイン語、フランス語、ベトナム語、タイ語）で提示する機能。なお、本機能に伴う翻訳については、日本マイクロソフト株式会社（以下、「マイクロソフト」といいます。）の自動翻訳サービスである Translator Text API を利用する。
16 翻訳原文	コンテンツ言語変換機能において、契約者が翻訳対象として指定した原稿

17 翻訳文	当社が、翻訳原文を、契約者の指定に基づき、契約者の指定した言語に翻訳した結果を表示した原稿、もしくは契約者が独自に翻訳文として登録した原稿
--------	---

第2章 契約

(契約の単位)

第4条 当社は、1の契約者IDごとに1のひかりクラウド スマートスタディ契約を締結します。

2 ひかりクラウド スマートスタディ契約は、法人に限り締結することができます。

(契約申込の方法等)

第5条 ひかりクラウド スマートスタディ契約の申込みをするときは、申込みの内容を特定するための事項を記載した当社所定の契約申込書をひかりクラウド スマートスタディ取扱所に提出していただきます。

2 ひかりクラウド スマートスタディ契約の申込みをする場合、当社が設置するサーバ装置へ接続するための電気通信サービス等が必要となります。

(契約申込の承諾)

第6条 当社は、ひかりクラウド スマートスタディ契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。

2 当社は、前項の規定にかかわらず、次の場合には、そのひかりクラウド スマートスタディ契約の申込みを承諾しないことがあります。

- (1) ひかりクラウド スマートスタディを提供することが技術上著しく困難なとき。
- (2) ひかりクラウド スマートスタディ契約の申込みをした法人がひかりクラウド スマートスタディの料金又は工事に関する費用の支払いを怠るおそれがあるとき。
- (3) 契約申込書に虚偽の事項を記載したとき又は記入漏れがあったとき。
- (4) 第31条（利用に係る契約者の義務）の規定に違反するおそれがあるとき。
- (5) その他当社の業務遂行上著しい支障があるとき。
- (6) 当社が、ひかりクラウド スマートスタディ契約の申込みをした法人について第36条（反社会的勢力の排除）に規定する反社会的勢力に該当すると判断したとき。

3 当社が、前2項の規定により申込みを承諾した後に、申込者が前項各号いずれかの場合に該当することが判明した場合には、当社はその承諾を取り消すことができます。

(契約内容の変更)

第7条 契約者は、ひかりクラウド スマートスタディの申込内容の変更の請求をする場

合には、第5条（契約申込の方法等）の方法により変更することができます。

- 2 当社は、前項の請求があったときは、第6条（契約申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。

（ひかりクラウド スマートスタディ契約に基づく権利の譲渡）

第8条 ひかりクラウド スマートスタディ契約に係る利用権（契約者がひかりクラウド スマートスタディ契約に基づいてひかりクラウド スマートスタディの提供を受ける権利をいいます。以下、「サービス利用権」といいます。）の譲渡は、当社の承認を受けなければ、その効力を生じません。

- 2 サービス利用権の譲渡の承認を受けようとするときは、当事者が連署した当社所定の書面によりひかりクラウド スマートスタディ取扱所に請求していただきます。

ただし、譲渡があったことを証明できる書類の添付をもって連署に代えることができます。

- 3 当社は、前項の規定によりサービス利用権の譲渡の承認を求められたときは、ひかりクラウド スマートスタディ契約に係る利用権を譲り受けようとする者がひかりクラウド スマートスタディの料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠り又は怠るおそれがある場合を除いて、これを承認します。
- 4 サービス利用権の譲渡があったときは、譲受人は、契約者の有していたひかりクラウド スマートスタディに係る一切の権利及び義務を承継します。
- 5 当社は、サービス利用権の譲渡があったときは、そのひかりクラウド スマートスタディにより当社が設置するサーバ装置に蓄積されているデータ等を譲受人に引き継ぎます。当社は、これに伴い発生する損害について、責任を負いません。

（契約者が行うひかりクラウド スマートスタディ契約の解除）

第9条 契約者は、ひかりクラウド スマートスタディ契約を解除しようとするときは、そのことをあらかじめひかりクラウド スマートスタディ取扱所に当社所定の方法により通知していただきます。

（当社が行うひかりクラウド スマートスタディ契約の解除）

第10条 当社は、第15条（利用停止）の規定によりひかりクラウド スマートスタディの利用を停止された契約者が、なおその事実を解消しない場合は、そのひかりクラウド スマートスタディ契約を解除することがあります。

- 2 当社は、契約者が第15条第1項各号の規定のいずれかに該当する場合に、その事実が当社の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められるときは、前項の規定にかかわらず、そのひかりクラウド スマートスタディの利用停止をしないでそのひかりクラウド スマートスタディ契約を解除することがあります。

- 3 当社は、前2項の規定により、そのひかりクラウド スマートスタディ契約を解除しようとするときは、あらかじめ契約者にそのことを通知します。

(契約者の地位の承継)

第 11 条 法人の合併又は分割により契約者の地位の承継があったときは、合併又は分割により権利義務を承継する法人は、当社所定の書面にこれを証明する書類を添えてひかりクラウド スマートスタディ取扱所に届け出ていただきます。

(契約者変更の届出)

第 12 条 契約者は、その名称、連絡先担当者の氏名、住所又は請求書の送付先等に変更があったときは、そのことを速やかにひかりクラウド スマートスタディ取扱所に届け出ていただきます。

- 2 前項に定める変更があったにもかかわらずひかりクラウド スマートスタディ取扱所に届出がないときは、当社に届出を受けている名称、連絡先担当者の氏名、住所又は請求書送付先への郵送等の通知をもって、当社からの通知を行ったものとみなします。
- 3 第 1 項の届出があったときは、当社は、その届出があった事実を証明する書類を提示していただくことがあります。

第 3 章 禁止行為

(著作権等)

第 13 条 当社が、ひかりクラウド スマートスタディを提供するにあたって、契約者に提供する一切の物品（本規約、各種アプリケーション及び取扱マニュアル等を含みます。）に関する著作権、著作者人格権、特許権、商標権及びノウハウ等の一切の知的所有権その他の権利は、特段の定めのない限り、当社又はひかりクラウド スマートスタディの提供に不可欠な当社の契約事業者に帰属するものとします。

- 2 契約者は、前項に定める提供物を以下のとおり取り扱っていただきます。
 - (1) ひかりクラウド スマートスタディの利用目的以外に使用しないこと。
 - (2) 当社が提供する各種アプリケーションの複製、改変又は編集等を行わないこと。
 - (3) 当社又はひかりクラウド スマートスタディの提供に不可欠な当社の契約事業者が表示した著作権表示等を削除又は変更しないこと。
- 3 契約者は、当社が提供するひかりクラウド スマートスタディを利用し、他人の著作権その他の権利を侵害している、公序良俗に反している等の当社が別紙 2 に定める行為をしてはならないものとします。
- 4 コンテンツ言語変換機能を利用する場合、翻訳文にかかる著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条の権利並びに二次利用をする権利を含みますが、翻訳原文の原著作物の著作権者その他の第三者の有する権利は除きます。）は、契約者が翻訳文を受領した時点

で、当社から契約者に譲渡するものとします。ただし、契約者が、料金その他の債務について未払いであった場合は、当該債務の支払完了時に譲渡するものとします。なお、本項は、翻訳文に関して二次的著作物として著作権が生じることを保証するものではありません。

- 5 当社は、前項の権利譲渡後において、翻訳文に関して著作権者人格権の行使は行いません。

第4章 利用中止等

(利用中止)

第14条 当社は、次の場合には、ひかりクラウド スマートスタディの利用を中止することがあります。

- (1) 当社の電気通信設備の保守上又は工事上やむを得ないとき。
 - (2) ひかりクラウド スマートスタディの提供に不可欠な当社の契約事業者がその事業を休止し、又はその他当社の責によらない理由によりその契約事業者が当社に対する債務を履行しないことにより、ひかりクラウド スマートスタディを継続的に提供することが困難となったとき。
 - (3) 契約者がひかりクラウド スマートスタディへデータを大量に伝送したことにより、ひかりクラウド スマートスタディ及びこれに接続する他のネットワークの正常な維持及び運用ができないとき又はできない恐れがあると当社が認めたとき。
- 2 当社は、前項の規定によりひかりクラウド スマートスタディの利用を中止するときは、当社から契約者に電子メールによる通知を行うことに同意の上、あらかじめ契約者からメールアドレスの通知をいただいている場合は電子メール等により通知を、それ以外の場合は当社が指定するホームページにより周知を行います。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

(利用停止)

第15条 当社は、契約者が次のいずれかに該当するときは、6ヶ月以内で当社が定める期間（そのひかりクラウド スマートスタディに係る料金その他の債務（本規約の規定により、支払いを要することとなったひかりクラウド スマートスタディの料金、工事に関する費用又は割増金等その他の債務をいいます。以下この条において同じとします。）を支払わないときは、その料金その他の債務が支払われるまでの間）、そのひかりクラウド スマートスタディの利用を停止することがあります。

- (1) 料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき。
- (2) 第13条（著作権等）又は第31条（利用に係る契約者の義務）の規定に違反したとき。
- (3) 前2号のほか、本規約の規定に反する行為であって、ひかりクラウド スマート

スタディに関する当社の業務の遂行又は当社の電気通信設備等に著しい支障を及ぼし又は及ぼすおそれがある行為をしたとき。

- 2 当社は、前項の規定によりひかりクラウド スマートスタディの利用停止をするときは、あらかじめその理由、利用停止をする日及び期間を契約者に通知します。
- 3 当社は、第1項の規定によりひかりクラウド スマートスタディの利用停止をしたことに伴い発生する損害については、責任を負いません。

第5章 料金等

(料金及び工事に関する費用)

第16条 当社が提供するひかりクラウド スマートスタディの料金は、利用料金及び手続きに関する料金とし、当社が別紙1に定めるところによります。

- 2 当社が提供するひかりクラウド スマートスタディの工事に関する費用は、工事費とし、当社が別紙1に定めるところによります。

(利用料金の支払義務)

第17条 契約者は、ひかりクラウド スマートスタディ契約に基づいて当社がひかりクラウド スマートスタディの提供を開始した日から起算して、そのひかりクラウド スマートスタディ契約の解除があった日までの期間（提供を開始した日と解除があった日が同一の日である場合は、1日間とします。）について、当社が別紙1に定める利用料金の支払いを要します。

- 2 前項の期間において、第14条（利用中止）により利用を中止する場合等、ひかりクラウド スマートスタディを利用することができない状態が生じたときの利用料金の支払いは、次によります。
 - (1) 第15条により利用停止があったときは、契約者は、その期間中の利用料金の支払いを要します。
 - (2) 契約者は、当社が設置するサーバ装置へ接続するための電気通信サービス等を利用することができなくなった場合であっても、そのひかりクラウド スマートスタディ契約に係る利用料金の支払いを要します。

前2号の規定によるほか、契約者は、次の場合を除き、ひかりクラウド スマートスタディを利用できなかった期間中の利用料金の支払いを要します。

区 別	支払いを要しない料金
1 契約者の責めによらない理由により、ひかりクラウド スマートスタディを全く利用できない状態（その契約に係るひかりクラウド スマートスタディの利用に著しい支障が生じ、全く利用できない	そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった期間について、その期間に対応するひかりクラウド スマートスタディについての料金

状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この条において同じとします。)が生じた場合(2欄に該当する場合を除きます。)に、そのことを当社が知った時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したとき。	
2 当社の故意又は重大な過失によりそのひかりクラウド スマートスタディを全く利用できない状態が生じたとき。	そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった期間について、その期間に対応するひかりクラウド スマートスタディについての料金

3 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。

4 当社の機器の故障等により正しく算定することができなかった場合の映像に係る通信量及びファイルサイズに応じた料金は、次のとおりとします。

区 別	料 金
1 過去1年間の実績を把握することができる場合	機器の故障等により正しく算定することができなかった日の初日(初日が確定できないときにあつては、種々の事情を総合的に判断して機器の故障等があつたと認められる日)の属する料金月(1の暦月の起算日(当社が契約ごとに定める毎暦月の一定の日をいいます。)から次の暦月の起算日の前日までの間をいいます。以下同じとします。)の前12料金月の各料金月における1日平均の映像に係る通信量及びファイルサイズに応じた料金が最低となる値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額
2 1以外の場合	把握可能な実績に基づいて当社が別に定める方法により算出した1日平均の映像に係る通信量及びファイルサイズに応じた料金が最低となる値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額

(注) 4項 区別2料金に規定する当社が別に定める方法は、原則として次のとおりとします。

区 別	当社が別に定める方法
-----	------------

1 過去2か月以上の実績を把握することができる場合	機器の故障等により正しく算定することができなかつた日前的実績が把握できる各料金月における1日平均の情報量に応じた加算料が最低となる値に、算定できなかつた期間の日数を乗じて得た額
2 過去2か月以上の実績を把握することができない場合	機器の故障等により正しく算定することができなかつた日前的実績が把握できる期間における1日平均の映像に係る通信量及びファイルサイズに応じた料金又は故障等の回復後の7日間における1日平均の情報量に応じた加算料のうち低い方の値に、算定できなかつた期間の日数を乗じて得た額

(手続きに関する料金の支払義務)

第18条 契約者は、ひかりクラウド スマートスタディに係る契約の申込み又は手続きを要する請求をし、その承諾を受けたときは、当社が別紙1に定める手続きに関する料金の支払いを要します。

ただし、そのひかりクラウド スマートスタディに係る工事の着手前にその契約の解除があつた場合は、この限りでありませぬ。この場合、既にその料金が支払われているときは、当社は、その料金を返還します。

(工事費の支払義務)

第19条 契約者は、契約の申込み又は工事を要する請求をし、その承諾を受けたときは、当社が別紙1に定める工事費の支払いを要します。

ただし、工事の着手前にその契約の解除又はその工事の請求の取消し（以下この条において「解除等」といいます。）があつた場合は、この限りでありませぬ。この場合、既にその工事費が支払われているときは、当社は、その工事費を返還します。

2 工事の着手後完了前に解除等があつた場合は、前項の規定にかかわらず、契約者は、その工事に関して解除等があつたときまでに着手した工事の部分について、その工事に要した費用を負担していただきます。この場合において、負担を要する費用の額は、その費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

(割増金)

第20条 契約者は、料金又は工事に関する費用の支払いを不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額（消費税相当額を加算しない額とします。）の2倍に相当す

る額に消費税相当額を加算した額（消費税相当額を加算しないこととされている料金にあっては、その免れた額の2倍に相当する額）を割増金として支払っていただきます。

（延滞利息）

第21条 契約者は、料金その他の債務（延滞利息を除きます。）について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から支払いの日の前日までの日数について、年最大14.5%の割合で計算して得た額を延滞利息として支払っていただきます。

ただし、支払期日の翌日から起算して15日以内に支払いがあった場合は、この限りではありません。

（料金の計算等）

第22条 当社は、契約者がその契約に基づき支払う料金のうち、利用料金は料金月に従って計算します。

ただし、当社が必要と認めるときは、料金月によらず随時に計算します。

2 契約者は、当社が請求した料金又は工事に関する費用の額が本規約に定める料金又は工事に関する費用の支払いを要するものとされている額よりも過小であった場合には、当社が別に定める場合を除き、支払いを要する料金又は工事に関する費用（当社が請求した料金又は工事に関する費用と当社が別紙1に定める料金又は工事に関する費用の支払いを要するものとされている額との差額を含みます。）の支払いを要します。

（端数処理）

第23条 当社は、料金その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

（料金等の支払い）

第24条 契約者は、料金その他の債務について、当社が定める期日までに、当社が指定する金融機関等において支払っていただきます。

2 契約者は、料金その他の債務について支払期日の到来する順序に従って支払っていただきます。

（消費税相当額を加算）

第25条 第17条（利用料金の支払義務）の規定その他本規約の規定により支払いを要するものとされている額は、当社が別紙1に定める額に消費税相当額を加算した額とします。

第6章 損害賠償

(責任の制限)

第26条 当社は、ひかりクラウド スマートスタディを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、ひかりクラウド スマートスタディを全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備によるすべての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この条において同じとします。）にあることを当社が知った時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したときに限り、その契約者の損害を賠償します。

- 2 前項の場合において、当社は、ひかりクラウド スマートスタディが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻以後のその状態が連続した期間について、その期間に対応するひかりクラウド スマートスタディの利用料金を発生した損害とみなし、その額に限って賠償します。
- 3 当社は、当社のサーバ装置その他の電気通信設備に蓄積されたデータが滅失、毀損、漏洩、その他本来の利用目的以外に使用されたことにより発生する損害については、責任を負いません。
- 4 当社の故意又は重大な過失による場合には、前3項の規定は適用しません。

(免責)

第27条 当社は、次のいずれかに該当する場合は、当社のサーバ装置に現に蓄積されているデータの伝送を停止し、又はデータを消去することがあります。

- (1) 当社のサーバ装置その他の電気通信設備の保守上又は工事上やむを得ないとき。
 - (2) 当社が別に定めるところにより、当社のサーバ装置に蓄積されているデータが他人の著作権その他の権利を侵害している、公序良俗に反している又は法令に反している等の禁止事項に該当すると当社が判断したとき。
 - (3) 通信の伝送交換に妨害を与えている又は与えるおそれのあるデータが当社のサーバ装置に蓄積されていることを知ったとき。
- 2 当社は、第1項の規定により現に蓄積されているデータの伝送を停止し、又はデータを消去する場合は、当社はあらかじめそのことを契約者にお知らせします。
ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。
 - 3 当社は、蓄積されているデータについてバックアップを取る義務を負いません。また、当社は、保存している情報が毀損又は消失等しないことを保障するものではありません。万が一の事態に備え、保存している情報のバックアップについては、契約者にて定期的
に実施してください。
 - 4 当社は、第1項の規定により、現に蓄積されているデータの伝送を停止し、又はデータを消去したことに伴い発生する損害については、責任を負いません。
 - 5 当社は、ひかりクラウド スマートスタディ契約の解除があったときは、ひかりクラ

ウド スマートスタディ契約の解除があった日に、現に蓄積されているデータを消去します。

- 6 当社は、契約者に提供する翻訳文について、その完全性、正確性、確実性、有用性等につき、いかなる保証もせず、いかなる責任も負いません。

第7章 個人情報の取扱い

(個人情報の取扱い)

第28条 契約者は、ひかりクラウド スマートスタディの提供に不可欠な当社の契約事業者から請求があったときは、当社がその契約者の名称、連絡先氏名及び住所等を、その契約事業者に通知する場合があることについて、同意していただきます。

- 2 当社は、ひかりクラウド スマートスタディの提供に当たって、契約者から取得した個人情報（個人情報保護法第2条第1項に定める意味を有す。）については、当社が別に定める「プライバシーポリシー」に基づき取り扱うものとします。

- 3 契約者がコンテンツ言語変換機能を利用する場合において、ひかりクラウド スマートスタディのサーバに個人情報を含むデータをアップロードするときは、当社が、コンテンツ言語変換機能の提供に不可欠な当社の契約事業者（マイクロソフトを含みます。）に対し、コンテンツ言語変換機能の提供を目的として、個人情報を提供することについて同意していただきます。

第8章 保守

(契約者の切分責任)

第29条 契約者は、ひかりクラウド スマートスタディを利用することができなくなったときは、そのひかりクラウド スマートスタディを利用する自営端末設備に故障の無いことを確認のうえ、当社に修理の請求をしていただきます。

- 2 前項の確認に際して、契約者から要請があったときは、当社はひかりクラウド スマートスタディ取扱所において試験を行い、その結果を契約者にお知らせします。

第9章 雑則

(承諾の限界)

第30条 当社は、契約者から工事その他の請求があった場合に、その請求を承諾することが技術的に困難なとき又は保守することが著しく困難である等当社の業務の遂行上支障があるときは、その請求を承諾しないことがあります。この場合は、その理由をその請求をした者に通知します。

ただし、本規約において別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

(利用に係る契約者の義務)

第 31 条 契約者は、当社が契約に基づき付与した契約者 I D を善良な管理者の注意をもって保管するよう注意してください。

2 契約者は、前項の規定に違反して電気通信設備を亡失し、又はき損したときは、当社が指定する期日までにその補充、修繕その他の工事等に必要な費用を支払っていただきます。

3 契約者は、自己の責任において、ひかりクラウド スマートスタディを利用するために必要な自営端末設備、通信回線その他の設備を別紙 1 で指定するホームページに定める利用環境に適合するよう維持、管理していただきます。

(法令に規定する事項)

第 32 条 ひかりクラウド スマートスタディの提供又は利用に当たり、法令に定めがある事項については、その定めるところによります。

(準拠法)

第 33 条 本規約の成立、効力、解釈及び履行については、日本国法に準拠するものとします。

(紛争の解決)

第 34 条 本規約の条項又は本規約に定めのない事項について紛議等が生じた場合、双方誠意をもって協議し、できる限り円満に解決するものとします。

2 本規約に関する紛争は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

(債権の譲渡)

第 35 条 契約者は、本規約の規定により支払いを要することとなった料金を、当社が別紙 3 (当社が別に定めることとする事項) において別に定める事業者 (以下「請求事業者」といいます。) に対し、別紙 3 (当社が別に定めることとする事項) において当社が別に定める場合を除き譲渡することを承認していただきます。この場合において、当社及び請求事業者は、契約者への個別の通知又は譲渡承認の請求を省略するものとします。

(反社会的勢力の排除)

第 36 条 契約者は、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、将来にわたって次の各号のいずれにも該当しないことを確約します。

(1)自ら又は自らの役員 (取締役、執行役又は監査役が、暴力団 (暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (平成 3 年法律第 7 7 号) 第 2 条第 2 号)、暴力団員 (暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号)、暴力団員でなくなった時から 5 年間を経過しない者、もしくはこれらに準ずる者、又は暴力団若しくは暴力団員と

密接な関係を有する者（以下、これらを個別に又は総称して「暴力団員等」という。）であること。

- (2)自らの行う事業が、暴力団員等の支配を受けていると認められること。
- (3)自らの行う事業に関し、暴力団員等の威力を利用し、財産上の不当な利益を図る目的で暴力団員等を利用し、又は、暴力団員等の威力を利用する目的で暴力団員等を従事させていると認められること。
- (4)自らが暴力団員等に対して資金を提供し、便宜を供与し、又は不当に優先的に扱うなどの関与をしていると認められること。
- (5) ひかりクラウド スマートスタディ契約の履行が、暴力団員等の活動を助長し、又は暴力団の運営に資するものであること。

2 当社は、契約者が次の各号の一に該当するときは、何らの通知、催告を要せず即時にひかりクラウド スマートスタディ契約を解除することができます。

- (1)第1項に違反したとき。
 - (2)自ら又は第三者をして次に掲げる行為をしたとき。
 - ①当社もしくは当社の委託先に対する暴力的な要求行為
 - ②当社もしくは当社の委託先に対する法的な責任を超えた不当な要求行為
 - ③当社もしくは当社の委託先に対する脅迫的言辞又は暴力的行為
 - ④風説を流布し、又は偽計若しくは威力を用いて、当社もしくは当社の委託先の信用を毀損し、又は当社もしくは当社の委託先の業務を妨害する行為
 - ⑤その他前各号に準ずる行為
- 3 当社は、前項の規定によりひかりクラウド スマートスタディ契約を解除した場合、契約者に損害が生じても、これを賠償する責を負わないものとします。

(当社が別に定めることとしている事項)

第 37 条 本規約において、当社が別に定めることとしている事項については、当社が別紙2に規定することとします。

第 10 章 附帯サービス

(附帯サービス)

第 38 条 ひかりクラウド スマートスタディに関する附帯サービスの取扱いについては、当社が別紙3に定めるところによります。

別紙1 ひかりクラウド スマートスタディの料金その他の提供条件等

■料金等

[新プラン]

1. 月額料金

区分	単位	月額料金額
基本利用料	1の受講者IDごとに※3	180円(税込198円)
ライブ配信利用料	1時間ごとに※1※4	200円(税込220円)
コンテンツ言語変換利用料	1ページ1言語ごとに※2	10円(税込11円)

- ※1 当社の機器により測定します。通信の相手先に到達しなかった場合、及びその再通信に係る通信量も含めて算定します。
- ※2 当社の機器により測定します。契約者がアップロードした翻訳原文のページ数に拘らず、ひかりクラウド スマートスタディ上で翻訳した翻訳文および契約者が自ら翻訳し、日本語以外の言語を指定して登録した翻訳文のページ数にて算定します。
- ※3 本利用料金の日割計算は致しません。
- ※4 ライブ配信については、2025年1月31日をもって新規申し込みの受付を終了し、2025年3月31日をもって、当該機能の提供を終了します。

2. 工事に関する費用

区分	単位	料金額
初期費用	1契約ごとに	5,000円(税込5,500円)
ライブ機能初期費用	1契約ごとに※1	5,000円(税込5,500円)

- ※1 ライブ機能については、2025年1月31日をもって新規申し込みの受付を終了し、2025年3月31日をもって、当該機能の提供を終了します。

3. 手続きに関する料金

料金種別	単位	料金額
譲渡承認手数料	1契約ごとに	800円(税込880円)

[旧プラン] (2021年4月15日に新規申込受付停止)

1. 月額料金

区分	単位	月額料金額
基本利用料	1の受講者IDごとに※3	100円(税込110円)
ビデオ授業利用料	配信流量1GBごとに	75円(税込82円)

	※1	
ライブ授業利用料	配信流量1GBごとに ※1	200円(税込220円)
学習ストレージ加算料	学習管理用ストレージ1GBごとに※1	100円(税込110円)
ビデオ授業ストレージ加算料	ビデオ授業用ストレージ1GBごとに※1	150円(税込165円)
コンテンツ言語変換利用料	1ページ1言語ごとに※2	10円(税込11円)

- ※1 当社の機器により測定します。蓄積された映像を当社が変換する場合には、その変換後の映像に係る通信量により算定します。また、配信流量には通信の相手先に到達しなかった場合、及びその再通信に係る通信量も含めて算定します。
- ※2 当社の機器により測定します。契約者がアップロードした翻訳原文のページ数に拘らず、ひかりクラウド スマートスタディ上で翻訳した翻訳文および契約者が自ら翻訳し、日本語以外の言語を指定して登録した翻訳文のページ数にて算定します。
- ※3 本利用料金の日割計算は致しません。
- ※4 新プランへの移行を希望の場合、第7条に基づき当社へ契約内容の変更を請求するものとし、新プランの料金等は、移行の申込月の翌月1日より適用といたします。

2. 工事に関する費用

区分	単位	料金額
学習管理プラン初期費用	1契約ごとに	5,000円(税込5,500円)
ビデオ授業初期費用	1契約ごとに	5,000円(税込5,500円)
ライブ授業初期費用	1契約ごとに	5,000円(税込5,500円)

- ※ 旧プランから新プランへ移行する場合、新プランの初期費用は発生しません。
- ただし、旧プランの利用においてライブ授業をご利用いただいていない契約者が、新プラン移行時に、新プランにおけるライブ配信機能の利用を希望する場合には、別途ライブ機能初期費用が発生します。

3. 手続きに関する料金

料金種別	単位	料金額
譲渡承認手数料	1契約ごとに	800円(税込880円)

■提供条件及び留意事項等

1. ひかりクラウド スマートスタディに係る機能、及び提供条件はHP (<https://business.ntt-east.co.jp/support/e-learning/#anc-03>) の通りとし、契約者は提供条件に提示する利用環境に適合するよう維持、管理することとします。

別紙2 当社が別に定めることとしている事項

第13条（著作権等）における当社が別に定める行為は以下の通りです。

規定内容	別に定める内容
当社が別に定める行為	<p>以下の各号に規定する行為を禁止事項とします。</p> <p>(1) 当社若しくは他者の著作権、商標権等の知的財産権を侵害している又は侵害するおそれのある行為</p> <p>(2) 他者の財産、プライバシー若しくは肖像権を侵害している又は侵害するおそれのある行為</p> <p>(3) 他者を不当に差別、誹謗中傷又は侮辱し、他者への不当な差別を助長し又はその名誉若しくは信用を毀損する行為</p> <p>(4) 詐欺、児童売買春、預貯金口座及び携帯電話の違法な売買等の犯罪に結びつく又は結びつくおそれの高い行為</p> <p>(5) わいせつ、児童ポルノ若しくは児童虐待に相当する画像、映像、音声若しくは文書等を送信、表示若しくはこれらを収録した媒体を販売する場合又はその送信、表示若しくは販売を想起させる広告を表示若しくは送信する行為</p> <p>(6) 薬物犯罪、規制薬物等の濫用に結びつく若しくは結びつくおそれの高い場合又は未承認医薬品等の広告を行う行為</p> <p>(7) 貸金業を営む登録を受けないで、金銭の貸付の広告を行う行為</p> <p>(8) 無限連鎖講（ネズミ講）を開設し又はこれを勧誘する行為</p> <p>(9) 当社の設備に蓄積された情報を不正に書き換え又は消去する行為</p> <p>(10) 他者になりすましてひかりクラウド スマートスタディを利用する行為</p> <p>(11) ウィルス等の有害なコンピュータプログラム等を送信又は掲載する行為</p> <p>(12) 無断で他者に広告、宣伝若しくは勧誘のメールを送信する場合又は社会通念上他者に嫌悪感を抱かせる若しくはそのおそれのあるメールを送信する行為</p> <p>(13) 当社若しくは他人の設備等若しくはインターネット接続サービス用設備の利用若しくは運営に支障を与える又は与えるおそれのある行為</p> <p>(14) 違法な賭博・ギャンブルを行わせ又は違法な賭博・ギャンブル</p>

	<p>ンブルへの参加を勧誘する行為</p> <p>(15) 違法行為（けん銃等の譲渡、爆発物の不正な製造、児童ポルノの提供、公文書偽造、殺人若しくは脅迫等をいいます。以下この欄において同じとします。）を請負し、仲介し又は誘引（他人に依頼することを含みます。）する行為</p> <p>(16) 人の殺害現場の画像等の残虐な情報、動物を殺傷若しくは虐待する画像等の情報その他社会通念上他者に著しく嫌悪感を抱かせる情報を送信する行為</p> <p>(17) 性的表現、暴力的表現、出会い系サイトに係るものその他青少年の健全な育成を阻害する情報を送信する行為</p> <p>(18) 人を自殺に誘引若しくは勧誘している場合又は第三者に危害の及ぶおそれの高い自殺の手段等を紹介している行為</p> <p>(19) 前各号のいずれかに該当している符号に対してリンクをはっている行為</p> <p>(20) 犯罪や違法行為に結びつく又はそのおそれの高い情報や、他者を不当に誹謗中傷又は侮辱したり、プライバシーを侵害したりする情報を、他者をして掲載等させることを助長する行為</p> <p>(21) ストーキング行為を行う等、方法のいかんを問わず、第三者に対する嫌がらせに利用すること</p> <p>(21) 本人の同意を得ずに個人情報を無断で収集する行為</p> <p>(22) セキュリティが確保されていない回線又はサーバ等の環境で個人情報を取得する行為</p> <p>(23) その他、公序良俗に違反し又は他者の権利を侵害すると当社が判断した行為</p>
--	--

第 22 条（料金の計算等）第 2 項における当社が別に定める場合は以下の通りです。

規定内容	別に定める内容
当社が別に定める場合	契約者が支払いを要する料金等の額に対して当社の請求に係る費用が過大となると見込まれる場合

別紙 3 附帯サービスの取扱い

1 利用権に関する事項の証明

- (1) 当社は、利害関係人から請求があったときは、利用権に関する次の事項を、当社の帳簿（電磁的記録により調整したものを含みます。）に基づき証明します。

ただし、証明の請求のあった事項が過去のものであるときは、証明できないことがあります。

 - ア ひかりクラウド スマートスタディ契約の申込みの承諾年月日
 - イ 契約者の住所又は居所及び氏名
 - ウ そのひかりクラウド スマートスタディの種類、品目及び細目等
 - エ 利用権の譲渡の承認の請求があったときは、その受付年月日及び受付番号
 - オ 差押（滞納処分（国税徴収法（昭和 34 年法律第 147 号）による滞納処分及びその例による滞納処分をいいます。）によるものの場合にあつては、参加差押を含みます。）、仮差押又は仮処分の通知があったときは、その受付年月日及び受付番号
- (2) 利害関係人は、(1)の請求を行うときは、証明を受けたい事項を当社所定の書面に記入のうえ、所属ひかりクラウド スマートスタディ取扱所に提出していただきます。この場合、1 の契約ごとに 300 円(税込 330 円)の手数料の支払いを要します。
- (3) 契約者は、当社が(1)の取扱いを行うことについて、同意していただきます。

2 支払証明書の発行

- (1) 当社は、契約者等から請求があったときは、当社がそのひかりクラウド スマートスタディに係る債権を請求事業者に譲渡した場合を除き、所属ひかりクラウド スマートスタディ取扱所において、そのひかりクラウド スマートスタディの料金その他の債務（本約款の規定により、支払いを要することとなった料金、工事に関する費用又は割増金等の料金以外の債務をいいます。）が既に当社に支払われた旨の証明書（以下「支払証明書」といいます。）を発行します。
- (2) 契約者等は、(1)の請求をし、その支払証明書の発行を受けたときは、支払証明書 1 枚ごとに 400 円(税込 440 円)の手数料及び郵送料等の支払いを要します。

(注) 支払証明書の発行を受けようとするときは、上記の手数料のほか、印紙代（消費税相当額を含みます。）及び郵送料（実費）が必要な場合があります。
- (3) 契約者は、当社が(1)の取扱いを行うことについて、同意していただきます。

附 則（平成 27 年 11 月 11 日 東ビ開 2 映サ 第 15-00176 号）
（実施期日）

1 この利用規約は、平成 27 年 11 月 13 日から実施します。

附則（令和元年 6 月 11 日 東ビ開 3 サボ第 19-00035 号）
（実施期日）

1 この改正規定は、令和元年 6 月 11 日から実施します。

（経過措置）

2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

（適用内容）

3 令和元年 6 月 11 日から令和元年 12 月 17 日の間に、実施期日時点でひかりクラウド スマートビデオの契約者から、ひかりクラウド スマートスタディを当社所定の方法により申込みがあり、令和 2 年 1 月末日までに提供を開始した場合は、提供開始月から 12 ヶ月の間においてひかりクラウド スマートスタディの料金表 1. 利用料金のうち基本利用料に規定する額に代えて 0 円を適用します。

また、令和元年 6 月 11 日から令和元年 12 月 17 日の間に、実施期日時点においてひかりクラウド スマートビデオの契約者から、ひかりクラウド スマートスタディを申込みがあり、令和 2 年 1 月末日までに提供を開始した場合は、ひかりクラウド スマートスタディの料金表 2. 工事に関する費用に規定する額に代えて、0 円を適用します。

ただし、次に掲げる場合はそれぞれに定める額を一括して当社が定める期日までに支払っていただきます。

（1）ひかりクラウド スマートスタディの開通月から 12 ヶ月の間に月単位で利用した月内最大受講者 ID 数の合計が 360 に満たなかった場合、360 から月単位で利用した月内最大受講者 ID 数の合計を差し引いた数にひかりクラウド スマートスタディの料金表 1. 利用料金に規定する基本料金を乗じた額及び本サービスの料金表 2. 工事に関する費用に規定する額

（2）ひかりクラウド スマートスタディの開通月から 12 ヶ月の間に契約を解除した又はされた場合は、ひかりクラウド スマートスタディの開通月から解除日までの間に、月単位で利用した月内最大受講者 ID 数の合計にひかりクラウド スマートスタディの料金表 1. 利用料金に規定する基本料金を乗じた額及びひかりクラウド スマートスタディの料金表 2. 工事に関する費用に規定する額

（3）ひかりクラウド スマートスタディの開通月から 12 ヶ月までの間、月単位で利用した月内最大受講者 ID 数の合計に対し翌 12 ヶ月（解約した又は解約された場合は解約月まで

の間)に利用した月内最大受講者 ID 数の合計が下回った場合、ひかりクラウド スマートスタディの開通月から 12 ヶ月までの間における月単位で利用した月内最大受講者 ID 数の合計から翌 12 ヶ月 (解約した又は解約された場合は解約月までの間) に月単位で利用した月内最大受講者 ID 数の合計を差し引いた数にひかりクラウド スマートスタディの料金表 1. 利用料金に規定する基本料金を乗じた額及びひかりクラウド スマートスタディの料金表 2. 工事に関する費用に規定する額

附則 (令和元年 9 月 13 日 東ビ開 2 ビ企第 19-00070)
(実施期日)

1 この改正規定は、令和元年 10 月 1 日から実施します。

附則 (令和 2 年 1 月 29 日 東ビ開 2 ビ企第 19-00137)
(実施期日)

1 この改正規定は、令和 2 年 4 月 1 日から実施します。

附則 (令和 3 年 3 月 1 日 東ビ開 3 I サ第 20-00487)
(実施期日)

1 この改正規定は、令和 3 年 3 月 16 日から実施します。

附則 (令和 4 年 6 月 9 日 東ビ開 2 ビ企第 22-00018)
(実施期日)

1 この改正規定は、令和 4 年 7 月 1 日から実施します。

附則 (令和 6 年 12 月 18 日 東開 C 業 000200000159-01)
(実施期日)

1 この改正規定は、令和 7 年 1 月 1 日から実施します。